



国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

国民年金保険料についてご存知ですか？

■保険料は「追納」することができます！

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

例) 2年間の学生納付特例制度の承認を受け、その期間を追納しなかった場合、約4万円の年金額が減額されます

これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができます。

ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

■付加年金をご存知ですか？

月額15,250円の保険料に加えて400円/月の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。

付加年金の年金額は「200円×納付月数」で計算されます。

例) 付加保険料を10年間納付した場合
付加保険料納付額 400円×120月=48,000円
付加年金額(毎年) 200円×120月=24,000円
*老齢基礎年金に上乘せして支給されます

付加年金は2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れます。

■保険料をまとめて前納(前払い)すると、保険料が割引となり大変お得です！

下期(10～3月分)に半年前納すると740円の割引となります。

納付書の領収日付欄に「下期」と表示のある納付書を使って納付してください。下期(半年前納)の納付期限は平成26年10月31日です。

姫路年金事務所出張年金相談

- ◆日 程 10月9日(木)、12月25日(木)
2月12日(木)
- ◆時 間 午前10時～午後3時(要予約)
- ◆場 所 市役所2階 204会議室
- ◆申 込 先 市民課 年金担当 ☎ 43・6820

社会保険労務士による市年金相談

- ◆日 程 9月18日(木)、11月20日(木)
1月15日(木)、3月19日(木)
- ◆時 間 午後1時30分～4時
- ◆場 所 市役所2階 201会議室



介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

住宅改修費の支給を受けるには、事前申請が必要です

要介護又は要支援の認定を受けている方が、生活環境を整えるために手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたときに、改修費用(介護保険住宅改修対象工事)20万円を上限に9割の支給を受けることができます。自己負担は1割です。

改修には医療介護課へ事前の申請が必要です。改修を考えている方は、必ずケアマネジャーなどに相談し、医療介護課までご連絡ください。

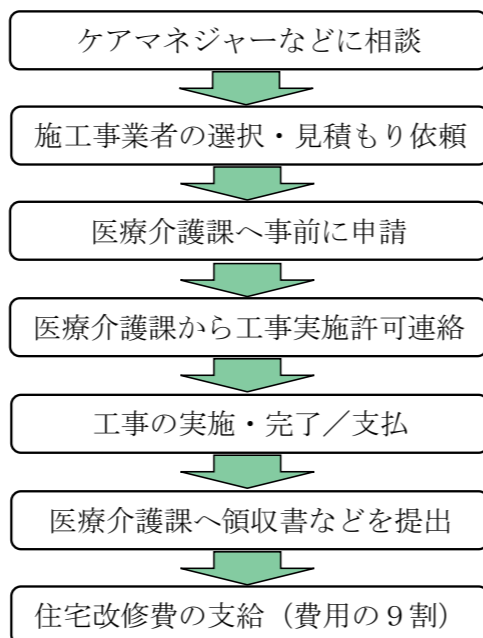
事前の申請なく改修を行った場合、改修費の支給を受けられませんのでご注意ください。

■事前申請書類の提出

- ▷介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- ▷住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー等が作成)
- ▷改修の内容がわかるもの(見積書、平面図、カタログのコピー等)
- ▷改修前写真(日付の写っているもの)

■工事完了書類等の提出

- ▷改修後写真(日付の写っているもの) ▷領収書



●平成25年度の主な取組状況

取組計画	取 組 状 況
赤穂市男女共同参画プランの見直し	第2次男女共同参画プランを策定しました。(計画期間：平成26年度～平成35年度)
資源ごみの持ち去り防止	毎週火曜日の夜及び水曜日の早朝に、警察官OBを含めた体制で巡回パトロールを実施しました。 警告書の交付 2件 禁止命令書の交付 なし
空き家対策の推進	空き家対策検討委員会を開催し、適正管理条例(案)の骨子を作成しました。
効率的な収納体制の検討	・軽自動車税及び水道料金・下水道使用料のコンビニ収納を導入しました。 ・平成26年度からの市県民税(普通徴収)、固定資産税、国民健康保険税のコンビニ収納導入に向けた作業を実施しました。
給与の適正化	・持ち家に係る住居手当を4月から廃止しました。 ・退職手当の支給水準を4月から98/100に引き下げました。 ・給与の臨時特例に関する条例により、7月から3月まで職員の給料を平均4.1%減額しました。
特別職の給料、報酬等の見直し	・市長10%、副市長5%、教育長5%の給料自主減額を実施しました。 ・7月から3月まで特例により、市長、副市長、教育長の給料を10%追加減額しました。 ・特別職報酬等審議会の答申を受け、平成26年度から市長、副市長、教育長の給料を1%相当減額し、退職手当は兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合に合わせ減額することとしました。 ・議員報酬は据え置くこととしました。
土地開発公社の解散	第三セクター等改革推進債を活用し、平成26年1月17日に土地開発公社を解散しました。(平成26年3月31日に清算を結了しました。)
公共施設改革の推進	平成26年3月31日に養護老人ホームつつじ荘を廃止しました。
窓口業務開設時間の検討	3月29日の土曜日に、市民課、医療介護課、子育て健康課において、8時30分から17時15分まで窓口業務を実施し、市民サービスの向上を図りました。(平成26年4月5日の土曜日にも同様に開設しました。)

平成25年度の主な取組状況は次のとおり

7次行政改革大綱は、地方分権の推進や社会経済情勢、社会環境の著しい変化により地方行政の役割が増大している中、第6次行政改革大綱を踏襲し、市民サービスの質の向上と健全な財政運営を推進するため、平成25年度から平成29年度までの5カ年を計画期間として策定しました。

第7次行政改革大綱平成25年度取組結果

行政課 ☎ 43・6850



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

交通事故などにあつたときの届出は

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によってケガをしたときの治療費は、本来、加害者が全額負担すべきものですが、届出することにより国民健康保険(国保)を使って治療を受けることもできます。

ただし、これはあくまでも、国保が一時的に立替えをするものであり、後日、国保から加害者に費用を請求することになります。

交通事故にあつたら、すぐに警察に届出をして、「交通事故証明書」を発行してもらおうと同時に、必要書類を医療介護課まで提出してください。

なお、届出前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国保を使えなくなる場合がありますのでご注意ください。

また、自損事故の場合は、一般的には国保の給付対象になりますが、酒酔い運転や無免許運転などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。

●届出に必要なもの

保険証・印鑑・交通事故証明書・第三者行為による傷病届(医療介護課窓口にあります)

柔道整復師への正しいかかり方

近年、柔道整復師(整骨院・接骨院)は、皆様の生活に身近なものとなってきています。しかし、柔道整復師の施術を受ける場合、健康保険証が使える場合と使えない場合がありますのでご注意ください。

●健康保険が使える場合

急性などの外傷性の骨折、脱臼・打撲及び捻挫

●健康保険が使えない場合

- ・日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・体調不良
- ・慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- ・スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療
- ・仕事や通勤途上に起きた負傷(労災保険からの給付になります)

かかった後で、保険適用が認められない場合は、全額自己負担になります。施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただいたうえで、適切な受診にご協力をお願いします。